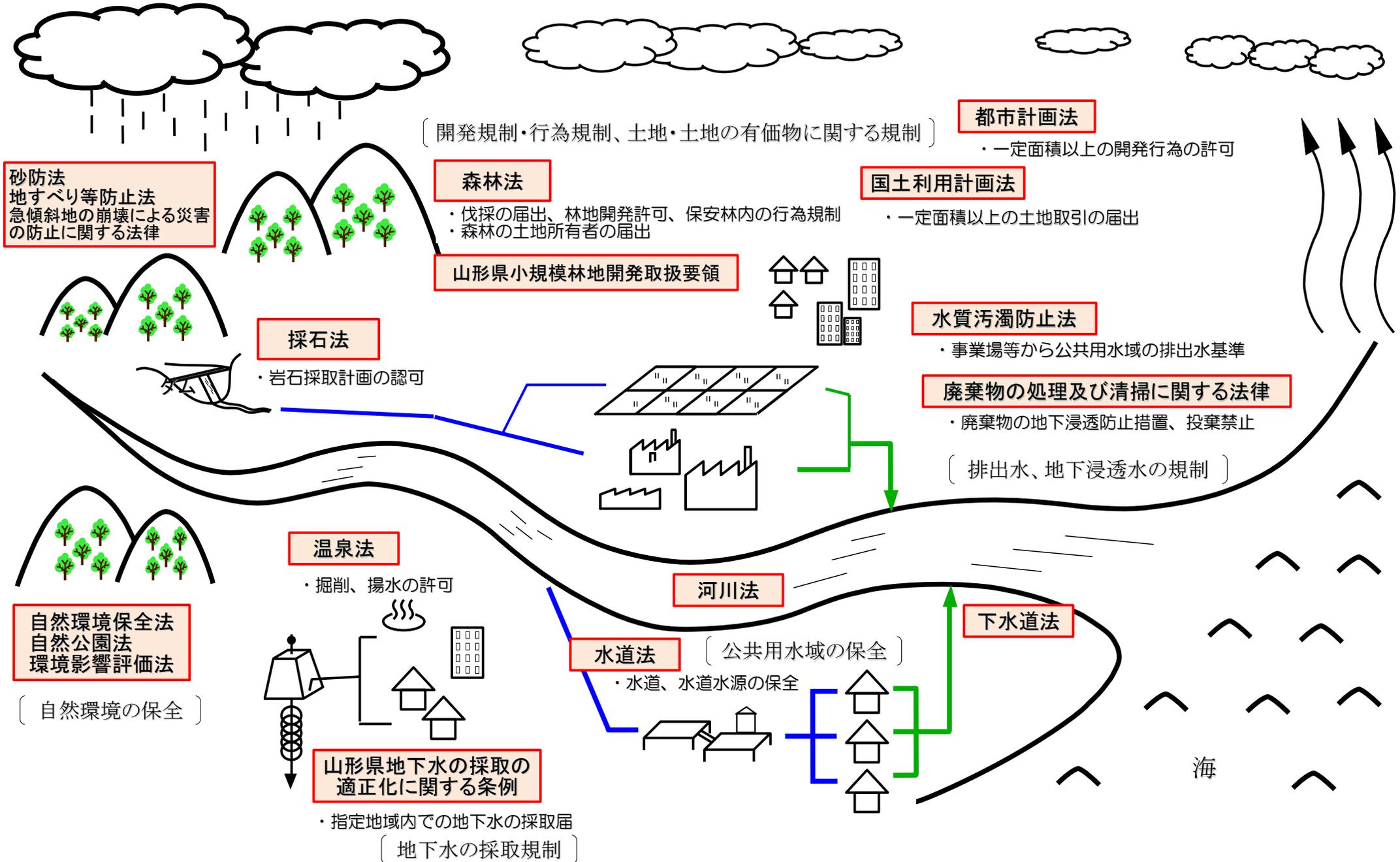


法律等による主な規制の概要（水資源・森林の保全関連）



法律等による主な規制の概要

NO	法令等名称	所管(関係)部局	法令等の目的(概要)	法令等の対象	管理者	水資源に関する保全や規制等の概要(規制等の区域・行為・内容)
I 公共用水域の保全等に関するもの						
1	河川法	国土整備部	河川の洪水、高潮等による災害の発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全のための総合的な管理 ↓ ①国土の保全と開発 ②公共の安全の保持	一級河川 二級河川 準用河川	一級：国 二級：県 準用河川：市町村	①河川流水の占用に係る許可 ②河川区域の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。)占用に係る許可 ③河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等に支障を及ぼす行為の禁止、制限又は許可 ④河川区域内の土地への土石、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物の投棄禁止。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。 ⑤河川に一日につき五十立方メートル(河川管理者が指定したときは当該指定量)以上の汚水の排水に係る事前届出(他法令で認可等の処分を受けているときは、この限りでない)。 ⑥河川区域内の土地における土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件の洗浄に係る許可
2	水道法	環境エネルギー部	水道の布設・管理を適正・合理的に行うとともに、水道を計画的に整備し、水道事業を保護育成 ↓ ①清浄、豊富低廉な水の供給を図る ②公衆衛生の向上、生活環境の改善	水道、水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業	水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者等	水道事業者又は水道用水供給事業者は、水源の水質を保全するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、水源の水質の汚濁の防止に関し、意見を述べ、又は適当な措置を講ずべきことを要請することができる。
II 地下水の採取規制に関するもの						
5	山形県地下水の採取の適正化に関する条例	環境エネルギー部	地下水採取適正化計画の策定(地下水採取の適正かつ合理的基準) ↓ ①地下水の水源保全 ②地盤沈下の防止	地下水	—	①指定地域における地下水採取の届出 ②地下水採取者に対する改善勧告
6	温泉法	環境エネルギー部	①温泉の保護 ②温泉採取等により発生する可燃性天然ガスによる災害防止 ③温泉利用の適正化	地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他ガス	掘削等の許認可は県認可後の管理は土地所有者	掘削、揚水に係る許可

NO	法令等名称	所管(関係)部局	法令等の目的(概要)	法令等の対象	管理者	水資源に関する保全や規制等の概要 (規制等の区域・行為・内容)
----	-------	----------	------------	--------	-----	------------------------------------

Ⅲ 排水水・地下浸透水の規制に関するもの

1	水質汚濁防止法	環境エネルギー部	工場・事業場からの排水水、地下浸透水を規制と生活排水対策の実施 ↓ ①公共用水域・地下水の水質汚濁の防止 ②生活環境の保全	事業場等からの ・公共用水域(河川、湖沼、海域、側溝など)への排水水 ・地下への浸透水	・公共用水域: 国及び地方自治体 ・地下水: なし	①排出基準に適合しない水の排出禁止 ②有害物質を含む水(省令の要件に該当するもの)の浸透禁止
2	生活環境保全条例	環境エネルギー部	公害防止並びに事業活動・日常生活における環境負荷軽減のための未然防止措置の実施 ↓ 県民の健康保護、良好な生活環境の保全	同上	同上	①水質汚濁防止法による排水基準の上乗せ規制 ②土壌及び地下水汚染防止のための浸透禁止及び自主測定等の規定
3	下水道法	県土整備部	流域別下水道整備総合計画の策定、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を規定 ↓ ①下水道の整備 ②都市の健全な発達、公衆衛生の向上 ③公共用水域の水質の保全	公共下水道 流域下水道 都市下水路	・公共下水道: 市町村 ・流域下水道: 県 ・都市下水路: 市町村	公共下水道及び流域下水道から河川その他の水域又は海域に放流される水の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境エネルギー部	廃棄物の排出抑制、適正処理(分別・保管・収集・運搬・再生・処分等)、生活環境の清潔 ↓ 生活環境の保全、公衆衛生の向上	・一般廃棄物 ・産業廃棄物 ・廃棄物処理施設	・「一般」: 市町村(委託を含む)及び許可業者 ・「産廃」: 事業者及び許可業者 ・「処理」: 廃棄物処理施設設置者	①廃棄物の地下浸透防止措置(廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止) ②廃棄物の投棄禁止 ③生活環境影響調査の実施(最終処分場、焼却施設などの特定の廃棄物処理施設を設置しようとする場合、周辺環境(地下水等)への影響を調査)

NO	法令等名称	所管(関係)部局	法令等の目的(概要)	法令等の対象	管理者	水資源に関する保全や規制等の概要 (規制等の区域・行為・内容)
----	-------	----------	------------	--------	-----	------------------------------------

IV 開発規制・行為規制に関するもの

1	森林法	農林水産部	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定める ↓ ①森林の保続培養と森林生産力の増進 ②国土の保全と国民経済の発展とに資する	森林	森林所有者	①地域森林計画対象の民有林に係る知事の林地開発許可(土石採掘、林地以外への転用など、1ha超の土地の形質を変更する行為の許可。参考)許可の基準:a.災害の防止、b.水害の防止、c.水の確保、d.環境の保全) ②保安林における行為制限(保安林指定の目的を確保するため、立木伐採や土地の形質変更(家畜放牧、土石・樹根の採掘、開墾など)は制限され、事前に知事の許可を要す) ③地域森林計画対象の民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出(市町村長に対し、事前に伐採面積・期間・方法、伐採後の造林樹種・方法等について届出)
2	山形県小規模林地開発取扱要領	農林水産部	森林法による林地開発許可制度の適用外となる小規模な林地開発行為の把握と指導	森林	開発者	①小規模な開発行為(1ha以下)について、県は開発行為を行う者に小規模林地開発計画書の提出を依頼 ②提出された計画書に基づき、現地調査や開発行為者への指導を行う
3	都市計画法	県土整備部	主として建築の用に供するための土地の区画形質の変更(開発行為)を都道府県知事の許可 ↓ ①開発行為に対して一定の水準を保持 ②市街化調整区域内における開発規制等による段階的かつ計画的な市街化	(開発許可制度の対象) 土地の区画形質の変更	開発者	一定面積以上の開発行為(主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更等)に係る知事の許可 ・都市計画区域(市街化区域) 1,000㎡以上 ・都市計画区域(市街化調整区域) 面積問わず ・区域区分を定めていない都市計画区域 3,000㎡以上 ・都市計画区域外 10,000㎡以上 次の基準に適合し、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。 ○排水路その他の排水施設が、開発区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造、能力及び配置が適当になされるよう設計が定められていること。

V 土地又は土地に係る有価物に関するもの

1	国土利用計画法	県土整備部	国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置 ↓ 国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図る	(規制措置) 土地取引	民間	<現行制度> 一定面積以上(※)の土地について、売買などの取引を行った場合に、土地の利用目的などについて届出義務(事後) (※)①市街化区域:2,000㎡以上 ②①を除く都市計画区域:5,000㎡以上 ③都市計画区域以外:10,000㎡以上 知事は利用目的を審査し、公表された土地利用計画に適合しない場合等は、土地利用審査会の意見を聴いたうえで変更の勧告ができる。(ただし、開発行為規制ではなく、取引規制)
2	採石法	商工労働観光部	採石権の創設、岩石採取の事業を行う者の登録、岩石採取計画の認可・規制 ↓ ①岩石の採取に伴う災害防止 ②岩石採取事業の健全な発達	法に定める24種の岩石	岩石採取計画の認可は、県の事務	知事による岩石採取計画の認可 ※当該計画が以下に該当すると認められるときは、認可をしてはならない。 ①他人に危害を及ぼす ②公共の用に供する施設を損傷する ③農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反する

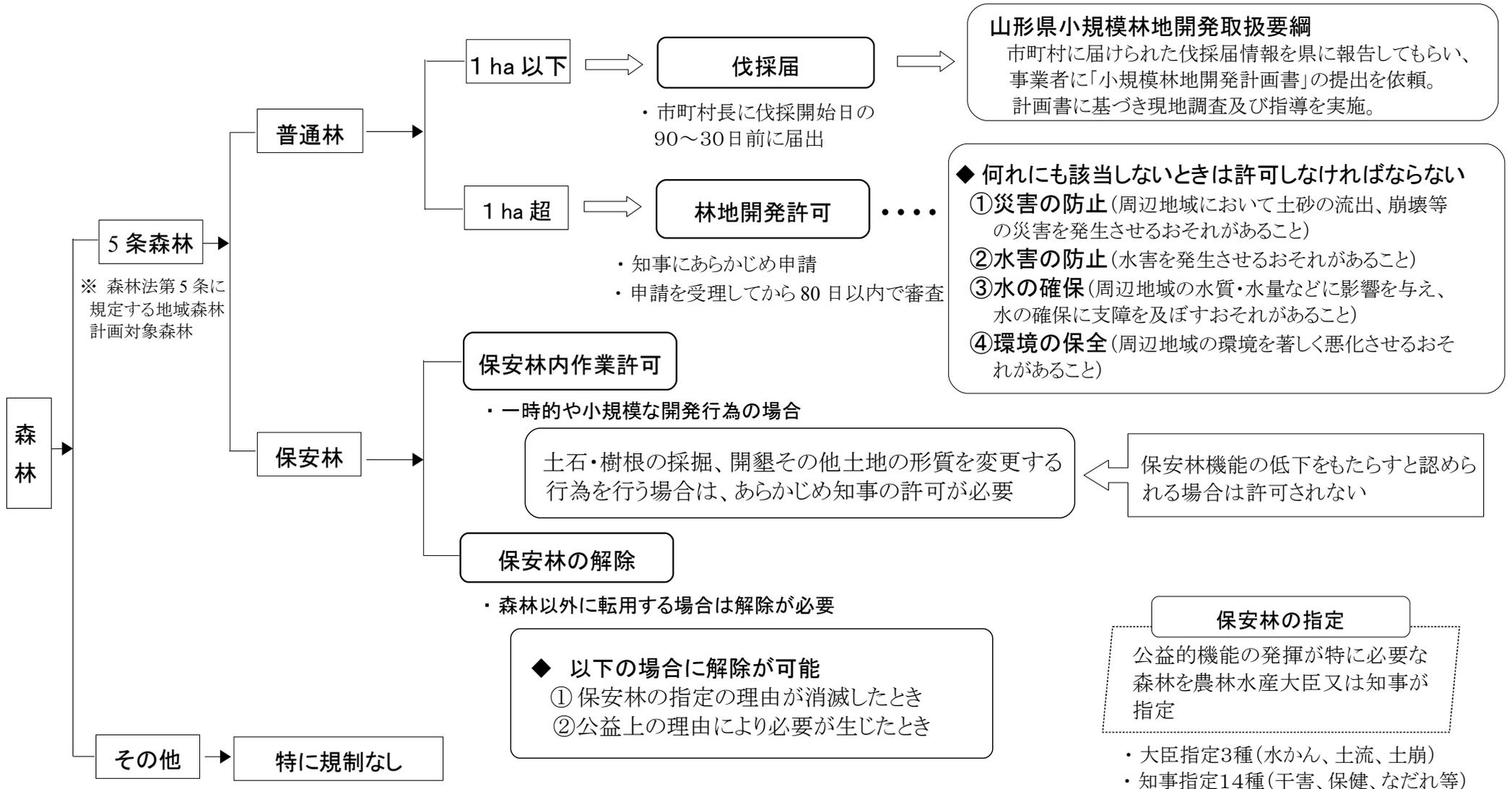
NO	法令等名称	所管(関係) 部局	法令等の目的(概要)	法令等の対象	管理者	水資源に関する保全や規制等の概要 (規制等の区域・行為・内容)
----	-------	-----------	------------	--------	-----	---------------------------------

VI 自然環境の保全に関するもの

1	自然環境保全法	環境エネルギー部	<p>自然環境の保全に特に必要な区域等の生物多様性の確保、自然環境の適正な保全を総合的に推進</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>国民の自然環境の恵沢の享受、健康で文化的な生活の確保</p>	<p>①原生自然環境保全地域(国指定)</p> <p>②自然環境保全地域(国指定)</p>	①、②国(環境省)	<p>原生自然環境保全地域、自然環境保全地域特別地区、自然環境保全地域海域特別地区、普通地区ごとに工作物設置や河川・湖沼の水位増減などに関し規制</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>
2	山形県自然環境保全条例	環境エネルギー部	<p>自然環境の保全に特に必要な区域等の生物多様性の確保、自然環境の適正な保全を総合的に推進</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>県民の自然環境の恵沢の享受、健康で文化的な生活の確保</p>	<p>①自然環境保全地域(県指定)</p> <p>②里山環境保全地域(県指定)</p>	①、②県	<p>特別地域、普通地区、里山環境保全地域ごとに工作物の設置や河川・湖沼の水位増減などに関し規制</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>
3	環境影響評価法	環境エネルギー部	<p>規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある土地の形状変更や工作物の新設等の事業について環境影響評価を適切に実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>評価結果を事業に反映させること等により、当該事業に係る環境保全について適正な配慮を確保</p>	<p>対象事業：一定規模を超える、道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物処理施設、公有水面埋め立て・干拓、土地区画整理事業ほか【13事業、1計画】</p>	各事業実施者	<p>関係法令及び環境影響評価技術指針に基づき、環境影響を回避、又は低減した計画となるよう努力するとともに、事後にあっても必要に応じ環境保全措置を講じて、環境影響を最小限に止めることが求められる。</p>
4	山形県環境影響評価条例	環境エネルギー部	<p>規模の大きさ、地域によって環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある土地の形状変更や工作物の新設等の事業について、環境影響評価を適切に実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>評価結果を事業に反映させること等により、当該事業に係る環境保全について適正な配慮を確保</p>	<p>対象事業：一定規模を超える、道路、河川、廃棄物処理施設、土地区画整理事業、流通団地造成事業、住宅団地造成事業、土石採取・鉱物採取ほか【14事業】</p>	各事業実施者	<p>関係法令及び環境影響評価技術指針に基づき、環境影響を回避、又は低減した計画となるよう努力するとともに、事後にあっても必要に応じ環境保全措置を講じて、環境影響を最小限に止めることが求められる。</p>

森林法の規定による森林の開発規制の概要

平成24年 8月
農林水産部森林課



森林法による「伐採及び伐採後の造林の届出制度」について

農林水産部森林課

1 届出制度の概要

民有林の立木を伐採する場合は、森林法第10条の8の規定により、伐採面積の大小にかかわらず、あらかじめ市町村長に、伐採面積、伐採期間、伐採の方法、伐採後の造林樹種、伐採後の造林の方法などを記載した届出書を提出しなければならない。

2 届出が必要な森林

知事が森林法第5条の規定により策定する地域森林計画の対象となっている民有林

3 届出の時期等

森林所有者または、立木買受人等、立木の伐採及び伐採後の造林について権原を有する人が、伐採開始日の90日から30日前までに届出する。

4 届出先

伐採する森林の所在する市町村長へ届出する。

5 審査

市町村では、提出された届出書の内容について、市町村森林整備計画に適合するかどうか審査を行い、適合する場合には、適合通知書を通知する。

適合しない場合は、内容の修正を指導する。

6 罰則

無届で立木の伐採をした場合、届出た計画に従った伐採が行われていないと認められときの変更命令等市町村の指導に従わない場合は、罰則（100万円以下の罰金）の適用がある。

平成23年4月の森林法改正（H24.4.1施行）で罰則が強化された。（30万 100万）

森林法による「林地開発許可制度」について

農林水産部森林課

1 林地開発許可制度の概要

森林は、水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、県民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与している。このため、森林の開発に当たっては、森林の持つ公益的機能が損なわれないよう、一定の制限が設けられている。開発を行う場合は、森林法10条の2の規定により、知事の林地開発許可が必要である。

2 林地開発許可の対象となる森林

知事が森林法第5条の規定により策定する地域森林計画の対象となっている民有林（保安林は除く）

3 林地開発許可が必要な行為

1ヘクタールを超える、土石の採掘や林地以外への転用などの開発行為

4 林地開発許可申請の手続き

開発をしようとする者が、あらかじめ知事に申請する。

5 林地開発許可の基準

次のア～エの何れにも該当しない場合は、許可しなければならない。

ア 災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 水害の防止

開発行為により、水害を発生させるおそれがあること。

ウ 水の確保

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがあること。

6 審査期間

申請を受理してから、80日以内

7 監督処分と罰則

許可を得ないで開発をする等の違反行為があった場合、森林法に基づき開発の「中止や復旧命令」の監督処分を受け、また、罰則（150万円以下の罰金）の適用がある。

平成23年4月の森林法改正（H24.4.1施行）で罰則が強化された。（50万 150万）

「山形県小規模林地開発取扱要領」について

農林水産部森林課

1 要領の概要

森林法の林地開発許可制度の適用外となる、1ヘクタール以下の小規模な林地開発行為の実態を把握し、必要な指導を行うための事務処理について定めたもの。

2 対象となる森林

森林法第5条の規定により知事が策定する地域森林計画の対象となっている民有林。

3 事務処理の流れ

森林を伐採しようとする場合、森林法第10条の8の規定により「伐採及び伐採後の造林届出書」(参考資料4参照)を市町村長に提出する。

市町村に提出された「伐採及び伐採後の造林届出書」の「伐採跡地の用途」欄に、森林以外の利用目的が記載されている場合は、その届出書の写しを県に送付する。

県は、開発行為を行う者に対して、「小規模林地開発計画書」の提出を依頼する。

計画書が提出された場合は、必要に応じて現地調査を実施する。

現地調査の結果、是正すべき状況が発生していると確認した場合は、関係市町村と連携して、開発行為者に必要な指導を行う。

開発行為が完了した場合、開発行為者に「小規模林地開発完了届出書」の提出を求め、提出があった場合は、必要に応じ現地の確認を行う。

4 監督処分、罰則等

規定なし

森林法による「保安林における行為の制限」について

農林水産部森林課

保安林は、森林の有する公益的機能の確保のため、農林水産大臣又は都道府県知事が指定するもので、保安林の種類は次のとおり。

(太字は大臣、それ以外は知事指定)

水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林
飛砂防備保安林	防風保安林	水害防備保安林
潮害防備保安林	干害防備保安林	防雪保安林
防霧保安林	なだれ防止保安林	落雪防止保安林
防火保安林	魚つき保安林	航行目標保安林
保健保安林	風致保安林	

保安林では、指定の目的を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。

1 立木の伐採(森林法第34条～34条の3)

保安林で立木を伐採する場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。(間伐、及び人工林の択伐については、届出。)

この場合、指定施業要件*として定められている制限の範囲内での伐採であれば許可される。

* 指定施業要件：保安林指定の内容として定められる森林施業上の要件で、伐採方法及び限度、並びに伐採跡地の植栽方法、植栽までの期間、植栽する樹種を定めたもの。

2 土地の形質の変更など(森林法第34条)

保安林内で家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を行う場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

保安林の働きに支障を及ぼす場合を除き、許可される。

3 植栽の義務(森林法第34条の4)

立木を伐採した後、木を植えなければ森林状態に回復しない場合には、伐採した跡地へ植栽が義務付けられる。

4 罰則

無許可・無届けで立木の伐採等をした場合、許可の条件に違反した場合、監督処分に従わない場合などは、罰則の適用がある。

【主な罰則】

- ・ 許可を受けずに伐採や土地の形質の変更を行った場合(150万円以下の罰金)
- ・ 届出をせずに間伐を行った場合(100万円以下の罰金)

森林法による「森林の土地の所有者届出制度」について

農林水産部森林課

1 「森林の土地の所有者届出制度」の概要

森林の土地所有者の把握を進め、森林施業の実施の効率化を図るうえで重要な施業集約化を推進するため、平成 23 年 4 月の森林法改正（H24.4.1 施行）により新たにスタートした制度である。

2 届出制度の対象となる森林

知事が森林法第 5 条の規定により策定する地域森林計画の対象となっている民有林

3 届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続、贈与、交換、法人の合併などにより、面積の大小に関わらず、対象となる森林の土地を取得した者。

ただし、国土利用計画法に基づく土地取引に関する届出を提出した場合は、当該届出は不要。

【国土利用計画法の届出要件】

一団の土地が一定面積以上であること。

- | | | |
|-----------------|----|--------------------------|
| ）市街化区域 | …… | 2,000 m ² 以上 |
| ）市街化区域以外の都市計画区域 | …… | 5,000 m ² 以上 |
| ）都市計画区域以外の区域 | …… | 10,000 m ² 以上 |

4 届出期限

土地の所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地がある市町村長に届出する。

相続の場合、被相続人の死亡日から 90 日以内に相続財産の分割協議が整わない場合は、一旦法定相続人の共有物として届出をして、分割協議が整ったときは、分割協議の終了日から 90 日以内に届出が必要となる。

5 届出事項

- ・ 届出者と前所有者の住所・氏名
- ・ 所有者となった年月日、所有移転の原因
- ・ 土地の所在場所、面積、土地の用途等
- ・ 添付書類（権利を取得したことがわかる書面の写し、土地の位置図）

6 罰則

届出をしない、又は虚偽の届出をした場合は、罰則（10 万円以下の罰金）の適用がある。

国土利用計画法による「届出制度」について

県土整備部用地課

1 届出制度の目的

大規模な土地取引について、その利用目的の審査を行い、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

根拠規定：国土利用計画法第 23 条

2 届出が必要な土地取引

(1) 面積

一団の土地()が一定面積以上であること。

市街化区域 …… 2,000 m²以上

市街化区域を除く都市計画区域 …… 5,000 m²以上

都市計画区域以外の区域 …… 10,000 m²以上

土地利用上、ひとまとまりの土地として構成され、当事者が一連の計画の下に取引しようとする土地のこと。従って、個々の売買等の面積が小さくとも、一連の計画の下に取得する土地の合計が一定面積以上となる場合はすべて最初の契約から届出が必要。

(2) 対象取引

所有権、地上権、賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定であり、対価の授受を伴う契約(予約を含む)をいい、地役権、使用貸借権、抵当権、区分地上権等及び対価の授受がない贈与、相続等を含まない。

(3) 届出の期限等

土地の取得者(買主等)は、契約(予約を含む)を締結した日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村を経由して知事に届出を行わなければならない。

3 届出後の処理

(1) 審査

利用目的 知事は、「公表された土地利用に関する計画」(都市計画、農振計画、森林計画等)に適合するかどうかを審査する。(審査にあたっては、用地課から関係各課へ意見照会。)

(2) 審査期間

届出を受理した日から3週間以内。

(3) 勧告

土地の利用目的が「公表された土地利用に関する計画」に適合しない場合は、知事は土地利用審査会の意見を聴いて、利用目的の変更を勧告することができる。勧告に従わなかった場合は、知事はその旨及び勧告内容を公表できる。

4 罰則

届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。

採石法による「岩石採取の認可」について

商工労働観光部産業政策課

1 採石法の目的

「岩石の採取に伴う災害を防止し、採石業の健全な発展を図ることにより公共の福祉の増進に寄与すること」（法第1条）と規定し、採石業の保護育成と災害防止を目的としている。

2 採石業の定義

- ・採石業とは、営利、非営利を問わず、岩石採取を事業目的として反復継続すること。
- ・山林、農地・原野の土地形状を変更に伴う切土行為は、当該場所以外において、他の用に供する場合は、採石業に該当する。

3 採石業を行うには

（1）採石業者登録（法32条）

採石業を行おうとする者は、区域を管轄する知事への登録が必要

《登録の拒否》

- ・採石法の規定により罰金以上の刑に処されて、2年を経過しないもの
- ・採石法の規定により登録を取消されて、2年を経過しないもの
- ・業務管理者について、欠格や上記処分に該当する場合
- ・重要な事項の虚偽記載や記載の欠如

（2）採取計画の認可（法33条）

岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、所轄の県知事（総合支庁）の認可が必要

また、他法令（森林法、自然公園法等）の許可が必要な場合は、その許可が必要

◇採取計画認可に係る審査基準（法第33条の4）

次の3つの観点から判断

- ①『他人の生命・身体に危害を及ぼす』ことはないか
- ②『公共の用に供する施設の損傷』はないか
 - ・損傷とは物理的な破壊にとどまらず、効用の破壊（飲用、農業用水水源の枯渇）も含む
- ③『農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じる』ことはないか
 - ・利益侵害が個人にとどまらず国民経済上の観点から相当程度の社会性を有することで、具体的には、①汚濁水等の田畑へ流出、②採取による農地の崩壊、③農業用水の枯渇、河川や海における漁業への被害などを想定

※法の認可基準（上記3つの観点）に該当する場合のみ不認可にできるとされ、地下水の濁り等への影響の可能性や景観上の影響等で住民が反対していることだけでは、不認可にできない。

このため、実質的に採石法で採取計画を規制することは非常に困難。

4 認可申請時の指導状況

「山形県岩石採取計画認可事務取扱要領」により採取計画の認可に係る詳細な審査基準を定め、統一基準で指導

各自治体の主な条例

平成24年8月現在 環境企画課

道県等	条例名	規 制			その他の特徴等	制 定 (規制部分の施行)	
		対象地域	対象行為	規制手法			
北海道	水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	土地取引	事前届出		平成24年 3月 (平成24年10月)	
埼玉県	水源地域保全条例	水源地域					
群馬県	水源地域保全条例	水源地域					
長野県	水環境保全条例	水道水源保全地区	特定行為 (ゴルフ場開発、最終処分場建設、1 ha 超の土石の採取等)	事前協議	行為の中止命令、 罰則あり	平成 4 年 3 月 (平成 4 年 4 月)	
	ふるさとの森林づくり条例	森林整備保全重点地域	開発行為 (0.1ha 以上の開発行為)	事前届出		平成16年10月 (平成17年 1 月)	
宮城県	ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域	開発行為 (1,000㎡以上の土石採取、工作物の新築、土地の開墾等)	事前届出		平成16年 6 月 (平成17年 1 月)	
熊本県	地下水保全条例	指定地域 (地下水採取に伴う障害のおそれのある地域等)	地下水採取	許可 事前届出	地下水を「公共水」と定義	平成24年 3 月 (平成24年10月)	
京都府	豊かな緑を守る条例	森林法 5 条の民有林	土石採取等 : 1,000㎡超 その他 : 3,000㎡超	事前届出		平成17年10月 (平成18年 4 月)	
香川県	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	全域	森林法 5 条の森林を0.1ha 以上含む開発行為 ほか	事前届出	開発跡地の緑化に関する知事との協定	平成14年 3 月 (平成15年 4 月)	
岩手県	いわての水を守り育てる条例	規制なし				平成21年 7 月 (—)	
尾花沢市	水環境 (水源域、地下水等)	(県・市町村・事業者等の責務、施策の基本事項などを規定)					平成23年 9 月 (—)

○検討中

県名	検討中の条例の概要
長野県、山梨県、福井県	土地取引の事前届出
山梨県、鳥取県	地下水の採取規制

※新聞報道等より